

平成28年度第3回京都市産業廃棄物3R推進会議 摘録

1 日 時 平成29年3月30日（木） 午後3時00分～4時40分

2 場 所 職員会館かもがわ 大多目的室

3 出席委員 新井委員、黒坂委員、郡嶌委員長、佐藤委員、高岡副委員長、高木委員、高橋委員、檀野委員、中川委員、福岡委員、細木委員、渡辺委員

4 議事内容

(1) PCB廃棄物の適正な処理の推進について

資料1に基づいて事務局から説明があった後、次のような意見交換が行われた。

委 員：ただいまの説明を聞き、非常に大変なことだと感じた。立入調査や督促など、がんばっていただきたい。処理施設が全国で5箇所しかないということに驚いている。1箇所で多くのPCBを処理することになるが、処理能力には問題はないのか。また、処理費用はどのぐらいになるのか。

事務局：JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株（旧日本環境安全事業株））の能力については、2年ほど前に、全国で届出されているPCB廃棄物を集計し、5箇所で何年かかるか算出した。この結果、当時、期限とされていた平成28年7月末までに到底処理できないことが判明し、処理期限が延長されたという経過がある。現在は、能力は充足していると判断されているが、今後の掘り起こし調査によっては問題が出てくる可能性がある。費用について、機器数台を保有している事業者で、数百万円の規模である。中小企業なら7割の補助が出るため、実質負担は100万円を下回る程度になる。大企業の場合、多量の機器を保有していることも多く、その場合は処理費が数億円の規模になる。

委 員：具体的には対象となる機器はどのようなものか。

事務局：例えば、工場に高圧電線で引込みしている場合、変電設備を経由して100V、200Vに変圧しているが、この時に使用する変圧器がトランスであり、中に入っている油にPCBが使われていることがある。安定器であれば、蛍光灯を設置している天井裏などに弁当箱程度の大きさの機器が付いており、この中に少量のPCBが入っていることがある。

委 員：家庭用にはPCBは入っていないのか。

事務局：入っていないと考えていただいて問題ない。ただし、例えば過去に工場などで使用していた家屋を住居用に転用している場合、蛍光灯などをそのまま使用していることがある、この場合はPCBが入っている可能性がある。広報により、周知していくしかないと考えている。

委 員：3,119社残っているとのことであるが、総数で4,000弱ということで間違いないか。アンケートは半数程度の回収率とのことであるが、架電、立入調査で本当に進めていくのか。

- 事務局：総数で4,000弱である。やっていくしかないと考えている。
- 委員：処理されなければ、代執行に向かっていくことになるので、がんばっていただきたい。
- 委員：アンケートの対象はまだ調べていなかった所か。
- 事務局：経産省から提供を受けた、電気工作物設置事業者の中で、本市にP C B廃棄物の保管届出がない事業者を対象とした。
- 委員：何月は何区を調査する、といった工程表を作つて、進めていくほうがよいだろう。漏出は起こっていないか。
- 委員：P C B廃棄物輸送を事業として行つてゐるのを、説明する。P C B廃棄物は、ユニック車を使って、コンテナに収めて輸送するので漏出することはない。また、先導車を付け、G P Sを使って決められたルートで輸送している。
- 委員：排出事業者のところでの漏出などはどうか。
- 委員：搬出準備からさせていただいている。漏出のおそれがある場合などは、当社で処置してから、積込みを行つてゐる。市場の動向は、先行して九州エリアの処理が進み、九州の運搬業者が遠方に営業をかけている。大口の排出事業者はほぼ終わり、現在は小口が中心である。当社の受注も、掘り起こし調査などによつて保有が判明した、などにより、平成27年度20件ほどであったのが、70件ほどまで増加している。課題としては、P C Bを処分する予算が取れない、保有していること自体を御存じない、といったことがあるので、周知に当たつては「緊急」などとしてインパクトのある内容にしていただくほうがよいだろう。
- 委員：蛍光灯の安定器などについては、建物の建築年数により網掛けができるのではないか。「新しいので大丈夫です。」という回答を集めめる方法もある。
- 事務局：御指摘のとおり、昭和52年以降は使われていないと聞いてゐるので、検討してまいりたい。
- 委員：京都府産業廃棄物3R支援センターや公益社団法人京都工業会などの連携の状況はいかがか。
- 事務局：チラシの配布などで御協力いただいている。
- 委員：P C B使用製品はまだ使用していてもよいのか。また、いつまで使用できるのか。
- 事務局：法的には平成33年3月31日までは使用ができるが、同年4月1日からは改善命令及び代執行が開始されることを踏まえ、1日でも早く機器更新をしていただくよう啓発している。
- 委員：罰金、罰則などはどのようにになっているか。
- 事務局：届出義務違反や命令違反等に罰則が設けられている。ただし、罰則については、警察、検察等が主体となる。行政の役割としては、代執行により発生した費用を、税と同じ仕組みで求めていくことになる。
- 委員：保有していることを知らず、期限を途過してしまった場合はどうなるのか。
- 事務局：期限後に判明した場合は処理できる場所がなくなっているため、そうならないよう、「ゼロにする」という前提で進めている。

- 委 員：既に廃棄物になっているものよりも、現在も使用されているものが問題と考えるが、機器更新への補助などはないのか。
- 事 務 局：現在は全国のどこにも制度はないようである。ただし、設置から20～30年が経過しており、耐用年数は過ぎているのが現状である。事故の恐れもあるので、電気事業法などによる法定点検等で、更新を指導されていると思う。
- 委 員：不法投棄されるなどの問題も起こるのではないか。
- 事 務 局：実際に、過去にP C B廃棄物が不法投棄され、本市が処理を行った事例があるが、非常に高額であるということを身にしみて感じている。
- 委 員：京都には古いテナントビルが多いので、潜在的に多くの機器があるのではないか。
- 事 務 局：そのように考えている。競売にかかってから判明するといったことも起こっている。マイナンバーの時のような、強制的に目に入ってくるような広報を要望しており、「P C Bという言葉を聞いたことがあるな」という状況になればと考えている。
- 委 員：本当に危機的な状況であるので、かなりがんばらなければならない。
- 委 員：「1日点検日」を作るなど、国主導でやらなければならないだろう。要望したほうがよい。
- 委 員：市長会や知事会などの機会を通じて要望してはどうか。市役所でもP C B廃棄物の保有はあるのか。
- 事 務 局：学校があるので、多く保有している。広報については、国で予算が取れたと聞いており、期待しているところである。

(2) 廃棄物処理法の改正について

資料2に基づいて事務局から説明があった後、次のような意見交換が行われた。

(電子マニフェストの一部義務化について)

- 委 員：電子マニフェスト義務化について、建設業は多量排出事業者になることが多いが、小規模収集運搬業（下請業者）は電子マニフェストに対応できないことが多い。
- 事 務 局：法で定められれば、対応していただくしかないだろう。ただし、「廃棄物処理制度専門委員会報告書」では、特別管理産業廃棄物の多量排出者を前提に意見されており、詳細は政省令で決まるが、まずは特別管理産業廃棄物の多量排出事業者になるだろう。
- 委 員：紙マニフェストの売上は各産業廃棄物協会の大きな収入源であり、電子化が進めば減収となるのではないか。この折合いはついているのか。
- 事 務 局：ついていないのではないか。
- 委 員：京都の場合に限っては、紙マニフェストの売上は増加している。
- 委 員：電子情報であるため消失のリスクが付いて回るので、そのバックアップを産業廃棄物協会が担い、サポートするなど、折合いがつけばよいと思う。何らかの配慮はあるのか。

委 員：配慮はしていると思うが、方向としては電子化である。平成28年度50%の目標は達成できない見込みであるが、平成29、30年度には達成が見込まれている。その後は加速度的に電子化が進むと見られている。日本経済団体連合会からも電子化促進の要望が出ているようである。

事務局：京都府でも、IOTに関する予算措置がされたと聞いており、新しい試みも始まっている。

委 員：効率化などに資するものであり、業界にとってもメリットがある。

(雑品スクラップに関する規制新設について)

委 員：雑品スクラップについて、罰則はあるのか。

事務局：条文を十分に読み込んでいるわけではないが、少なくとも準用部分での罰則はある。

(3) 処理業者への通知発出について

資料3に基づいて事務局から報告があり、意見はなかった。

(4) 退任委員からの御挨拶

郡嶺委員長、檀野委員、高木委員、黒坂委員、福岡委員、細木委員から、退任に当たっての御挨拶をいただいた。

(5) 次回会議の日程

次回は平成29年夏頃の開催とし、改めて日程等を調整することとした。

(6) その他

中川委員から、PCBに関する周知方法として、京都商工会議所のメールマガジンが活用できる旨、申出をいただいた。